

事業所記号		
9	9	9

<新規の場合>

健康保険 育児休業取得者申出書  
(新規・延長) / 終了届

正

共通記載欄 (新規申出)	① 番号	1 0 0		新規申出の場合は共通記載欄に必要項目を記入してください。 変更・終了の場合は、共通記載欄に産前産後休業取得時に提出いただいた内容を 記入の上、A変更・B終了の必要項目を記入してください。											
	② フリガナ 被保険者氏名	ケンコウ	イクコ	③ 性別	男	④ 生年月日	昭和	年	月	日					
		健康	育子	女	平成	6	0	1	0	1	0				
	⑤ フリガナ 養育する子の氏名	ケンコウ	リョウタ	⑥ 養育する子の 生年月日	平成	年	月	日							
		健康	良太		平成	3	0	0	9	2	5				
	⑦ 区分	実子・その他 ※「その他」の場合は、養育開始年月日(実子以外)も記入してください。		⑧ 養育開始年月日 (実子以外)	平成	年	月	日							
⑨ 育児休業等 開始年月日	平成	3	0	1	1	2	1	⑩ 育児休業等 終了予定年月日	平成	3	1	0	9	2	4
⑪ 備考	該当する項目を○で囲んでください。 1. パパママ育休該当 2. その他( )														

終了予定日を延長する場合 ※必ず共通記載欄も記入してください。

A 延長	⑫ 育児休業等 終了予定 年月日 (変更後)	平成	年	月	日

※ 延長とは「0～1歳」「1～1歳6か月」「1歳6か月～2歳」「1歳～3歳」の4つの区分のそれぞれの期間内で終了予定日を延長する  
場合をいいます。

例: 子が「0歳～1歳」の区分における育児休業として当初「産後  
57日目から8か月まで」の期間を申出していたが、「産後57日目  
から1歳(誕生日の前日)まで」の期間に変更する場合  
⇒「延長」に該当しますので、「共通記載」欄及び「A延長」欄  
を記入してください。

予定より早く育児休業を終了した場合 ※必ず共通記載欄も記入してください。

B 終了	⑬ 育児休業等 終了年月日	平成	年	月	日

例: ①1歳誕生日前日までの育休申出をされていた方が、続けて  
②1歳6か月前日までの育休申出をされる場合  
⇒延長ではなく新規申出となりますので上段の「共通記載」  
欄に改めて記入してください。

- 役員・経営担当者等の使用者の方は、原則、保険料免除には該当しませんので注意してください。
- 育児休業等による保険料免除の期間は以下の4つの区分があります。4つの区分それぞれに申し出が必要となりますのでご注意ください。
  - ①1歳未満の子を養育するための育児休業 → 0歳～1歳誕生日前日まで(パパママ育休の場合は1歳2か月前日まで)
  - ②保育所待機等の特別な事情がある場合の1歳から1歳6か月に達するまでの育児休業 → 1歳誕生日～1歳6か月前日まで
  - ③保育所待機等の特別な事情がある場合の1歳6か月から2歳に達するまでの育児休業 → 1歳6か月前日～2歳誕生日前日まで
  - ④1歳から3歳までの子を養育するための育児休業に準ずる期間 → 1歳誕生日～3歳誕生日前日まで
- パパママ育休プラスとは、父母ともに育児休業を取得する場合、育児休業取得可能期間を子が1歳から1歳2か月に達するまでに延長する制度です。なお、父母1人ずつが取得できる休業期間(母親の産後休業期間を含む。)の上限は、1年間となります。

平成 30 年 11 月 25 日提出

MBK連合健康保険組合 理事長 殿

提出者	事業所所在地	東京都中央区日本橋1丁目2番地3号		
	事業所名称	三井物産〇〇〇〇株式会社		
	事業主氏名	代表取締役社長 三井 一郎		
	電話番号	03-4567-0000		



社会保険労務士 記載欄		印
----------------	--	---

受付日付印

事業所記号		
9	9	9

<延長の場合>

健康保険 育児休業取得者申出書  
(新規・延長) / 終了届

正

共通記載欄 (新規申出)	① 番号	1 0 0		新規申出の場合は共通記載欄に必要項目を記入してください。 変更・終了の場合は、共通記載欄に産前産後休業取得時に提出いただいた内容を 記入の上、A変更・B終了の必要項目を記入してください。						
	② フリガナ 被保険者氏名	ケンコウ 健康	イクコ 育子	③ 性別	男 女	④ 生年月日	昭和 平成	年	月	日
	⑤ フリガナ 養育する子の氏名	ケンコウ 健康	リョウタ 良太	⑥ 養育する子の 生年月日	平成		年	月	日	
	⑦ 区分	実子・その他 ※「その他」の場合は、養育開始年月日(実子以外)も記入してください。		⑧ 養育開始年月日 (実子以外)	平成		年	月	日	
	⑨ 育児休業等 開始年月日	平成	年	月	日	⑩ 育児休業等 終了予定年月日	平成	年	月	日
	⑪ 備考	該当する項目を○で囲んでください。 1. パパママ育休該当 2. その他( )								

終了予定日を延長する場合 ※必ず共通記載欄も記入してください。

A 延長	⑫ 育児休業等 終了予定 年月日 (変更後)	平成	年	月	日		
			3	1	0	9	2

予定より早く育児休業を終了した場合 ※必ず共通記載欄も記入してください。

B 終了	⑬ 育児休業等 終了年月日	平成	年	月	日

※延長とは「0～1歳」「1～1歳6か月」「1歳6か月～2歳」「1歳～3歳」の4つの区分のそれぞれの期間内で終了予定日を延長する場合があります。

例：子が「0歳～1歳」の区分における育児休業として当初「産後57日目から8か月まで」の期間を申出していたが、「産後57日目から1歳(誕生日の前日)まで」の期間に変更する場合  
⇒「延長」に該当しますので、「共通記載」欄及び「A延長」欄を記入してください。

例：①1歳誕生日前日までの育休申出をされていた方が、続けて②1歳6か月前日までの育休申出をされる場合  
⇒延長ではなく新規申出となりますので上段の「共通記載」欄に改めて記入してください。

- 役員・経営担当者等の使用者の方は、原則、保険料免除には該当しませんので注意してください。
- 育児休業等による保険料免除の期間は以下の4つの区分があります。4つの区分それぞれに申し出が必要となりますのでご注意ください。
  - ①1歳未満の子を養育するための育児休業 → 0歳～1歳誕生日前日まで(パパママ育休の場合は1歳2か月前日まで)
  - ②保育所待機等の特別な事情がある場合の1歳から1歳6か月に達するまでの育児休業 → 1歳誕生日～1歳6か月前日まで
  - ③保育所待機等の特別な事情がある場合の1歳6か月から2歳に達するまでの育児休業 → 1歳6か月前日～2歳誕生日前日まで
  - ④1歳から3歳までの子を養育するための育児休業に準ずる期間 → 1歳誕生日～3歳誕生日前日まで
- パパママ育休プラスとは、父母ともに育児休業を取得する場合、育児休業取得可能期間を子が1歳から1歳2か月に達するまでに延長する制度です。なお、父母1人ずつが取得できる休業期間(母親の産後休業期間を含む。)の上限は、1年間となります。

平成 30 年 5 月 25 日提出

提出者	事業所所在地	東京都中央区日本橋1丁目2番地3号		
	事業所名称	三井物産〇〇〇〇株式会社		
	事業主氏名	代表取締役社長 三井 一郎		
	電話番号	03-4567-0000		

MBK連合健康保険組合 理事長 殿

受付日付印

社会保険労務士 記載欄	
----------------	--

事業所記号		
9	9	9

<終了の場合>

健康保険 育児休業取得者申出書  
( 新規 ・ 延長 ) / 終了届

正

共通記載欄 (新規申出)	① 番号	1 0 0		新規申出の場合は共通記載欄に必要項目を記入してください。 変更・終了の場合は、共通記載欄に産前産後休業取得時に提出いただいた内容を 記入の上、A変更・B終了の必要項目を記入してください。						
	② フリガナ 被保険者氏名	ケンコウ 健康	イクコ 育子	③ 性別	男 女	④ 生年月日	昭和 平成	年	月	日
	⑤ フリガナ 養育する子の氏名	ケンコウ 健康	リョウタ 良太	⑥ 養育する子の 生年月日	平成		年	月	日	
	⑦ 区分	実子・その他 ※「その他」の場合は、養育開始年月日(実子以外)も記入してください。		⑧ 養育開始年月日 (実子以外)	平成		年	月	日	
	⑨ 育児休業等 開始年月日	平成	3 0 1 1 2 1	⑩ 育児休業等 終了予定年月日	平成		3 1 0 9 2 4	年	月	日
	⑪ 備考	該当する項目を○で囲んでください。 1. パパママ育休該当 2. その他( )								

終了予定日を延長する場合 ※必ず共通記載欄も記入してください。

A 延長	⑫ 育児休業等 終了予定 年月日 (変更後)	平成	年	月	日

※ 延長とは「0～1歳」「1～1歳6か月」「1歳6か月～2歳」「1歳～3歳」の4つの区分のそれぞれの期間内で終了予定日を延長する  
場合をいいます。

例: 子が「0歳～1歳」の区分における育児休業として当初「産後57日目から8か月まで」の期間を申出していたが、「産後57日目から1歳(誕生日の前日)まで」の期間に変更する場合  
⇒「延長」に該当しますので、「共通記載」欄及び「A延長」欄を記入してください。

予定より早く育児休業を終了した場合 ※必ず共通記載欄も記入してください。

B 終了	⑬ 育児休業等 終了年月日	平成	3 1 0 8 3 1	年	月	日

例: ①1歳誕生日前日までの育休申出をされていた方が、続けて  
②1歳6か月前日までの育休申出をされる場合  
⇒延長ではなく新規申出となりますので上段の「共通記載」欄に改めて記入してください。

- 役員・経営担当者等の使用者の方は、原則、保険料免除には該当しませんので注意してください。
- 育児休業等による保険料免除の期間は以下の4つの区分があります。4つの区分それぞれに申し出が必要となりますのでご注意ください。
  - ①1歳未満の子を養育するための育児休業 → 0歳～1歳誕生日前日まで(パパママ育休の場合は1歳2か月前日まで)
  - ②保育所待機等の特別な事情がある場合の1歳から1歳6か月に達するまでの育児休業 → 1歳誕生日～1歳6か月前日まで
  - ③保育所待機等の特別な事情がある場合の1歳6か月から2歳に達するまでの育児休業 → 1歳6か月前日～2歳誕生日前日まで
  - ④1歳から3歳までの子を養育するための育児休業に準ずる期間 → 1歳誕生日～3歳誕生日前日まで
- パパママ育休プラスとは、父母ともに育児休業を取得する場合、育児休業取得可能期間を子が1歳から1歳2か月に達するまでに延長する制度です。なお、父母1人ずつが取得できる休業期間(母親の産後休業期間を含む。)の上限は、1年間となります。

平成 30 年 5 月 25 日提出

提出者	事業所所在地	東京都中央区日本橋1丁目2番地3号		
	事業所名称	三井物産〇〇〇〇株式会社		
	事業主氏名	代表取締役社長 三井 一郎		
	電話番号	03-4567-0000		

MBK連合健康保険組合 理事長 殿

受付日付印

社会保険労務士 記載欄	
----------------	--